

中野区教育委員会会議録

平成30年第21回定例会

平成30年7月27日

中野区教育委員会

平成30年第21回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年7月27日（金曜日）

開会 午後7時00分

閉会 午後8時46分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

15人

○議題

1 協議事項

- (1) 特別な支援が必要な子どもたちへの支援について（子ども特別支援担当・指導室）

長)

2 報告事項

(1) 委員活動報告

① 7月24日 海での体験事業の視察について

(2) 事務局報告

① 中野区立学校における熱中症事故防止に向けた対応について（指導室長）

○議事経過

午後 7 時 0 0 分開会

伊藤教育長職務代理

こんばんは。

定足数に達しましたので、教育委員会第 21 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

さて、本日の夜の教育委員会は、夜間に教育委員会を開催することによりまして、昼間、教育委員会を傍聴することが難しい方にも教育委員会を傍聴できる機会を設けるために実施しております。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。教育委員会の会議の傍聴人の数につきましては、中野区教育委員会傍聴規則第 3 条により 20 人以内と定められておりますが、教育委員会が認めた場合は 20 人を超えることができることとされております。

本日は、あらかじめ 20 人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんので、20 人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。

本日は、教育委員会の協議の前に、先に報告事項を行いたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

それでは、日程に入ります。

<委員活動報告>

伊藤教育長職務代理

初めに、委員活動報告について紹介をいたします。ディスプレイをご覧ください。

7 月 24 日火曜日、海での体験事業の視察に、渡邊委員、田中委員が出席されました。

各委員から補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

今、スライドにある海での体験事業を渡邊委員と視察に行ってきました。

今年から新しい場所で始まった事業なので、どんなふうに進んでいるのか見てきました。子どもたちは大変楽しそうに過ごしていて、とてもいい事業だなと感じました。

ただ、まだ初年度ですし周知も進んでいないので、参加者がそれほど多くなかったのが残念ですけれども、今後、多分、経験者からよかったよという声が届いて年々ふえていけばいいなと思いました。

それと、今回私たちが行ったときは平和の森と上鷲宮小学校の二つの学校から来ていましたけれども、同じ区内の学校であっても小学生同士が交流する機会というのが少ないと思うので、そういう意味では、今回こういったほかの学校の生徒と2泊3日一緒に過ごすのは、子どもたちにとっても大きな経験だったのかなと感じました。

あともう1点、この事業を委託しているところが今、このスライドに出ているようないろいろな体験をさせてくれて、うまく動いていたのですけれども、一つ、今後の課題だなと感じたのは、水泳とか海でのレクリエーションに重きがいていて、例えば昼食のときに先生方が生徒たちの間に入って一緒に食べていなかったとか、後片づけや何かに十分な配慮が届かなかったとかという点は少し見受けられたので、こういったのは今後また教育委員会と委託業者との間で検討しながら、よりよい形になればと感じました。

以上です。

渡邊委員

今日はせっくなので岩井の話もさせていただきたいと思います。

昨年度までは大瀬崎という静岡県でやっていて、そちらにも田中委員とご一緒させていただきました。大瀬崎に行くには新幹線に乗って、三島からまたバスに乗って沼津港まで行って、沼津港から船に乗って行ったと。バスで行くにしても、西伊豆の道が少なくてもバスでも行けなかったと。そういう形で、今回からは実施場所が岩井海岸に戻ったと。

我々も今回、区役所からバスで出発させていただいたのですけれども、小学校校長会の小池先生も同乗して、一緒に視察に行ってくださいました。教育委員会の事務局の方と当然、学校教育担当の石崎副参事も一緒に同行していただいたと、そういったメンバーで参りました。

バスで行ってもアクアラインを通過して、飛ばしているわけでもないのですけれども、距

離にして 100 キロ満たないので 1 時間半から 2 時間あれば到達できる、そういう意味では場所として非常に適切な場所で、距離的に以前に比べるともしぐあいが悪くなって親御様がお迎えに来ることがあっても、何とか対応できる距離であるのではないかなど。そういった面でもよかった。

岩井海岸自身については、皆様方も多くの方が経験していると思うのですがけれども、海岸の広さだけでいえば大瀬崎の海岸に比べると 10 倍以上の広さがあります。遠浅でかなり沖のほうまで行っても楽しめるような状況にあるので、大きくスペースをとった活動ができる、そういう意味ではいいところではないかなど。

同時に複数の区も多く来ていました。中野区だけではなく、江東区だとか調布市だったか、それぞれが区の旗を全部掲げて、中野区は上げていなかったから来年度はぜひ、中野区もそこに上げてやらなければいけないという一つの反省。みんなに負けていたかなというところで。環境としては非常にすばらしい、岩井海岸というところは臨海学校に関しては非常に活動しやすい場所であったのではないかなどと思います。

今回、宿泊先ですけれども、以前のところはどうしても宿舎が小さくて山の上にあって、海までの距離が非常に長かったのですけれども、今回は大げさに言うと石を投げれば届くほどのところに海があって、今、一番最初の写真で出ているところが玄関。入り口に宿泊施設と書いてある下のが入り口なのですけれども、そこで写真を撮っている。ここから海を見ると既に見えているという状況下で、歩いて 1 分もかからない形で海に到達できる。海から帰ってくると、その次の下の場面にある、タイルとかがある、これが上から全部シャワーになっていて、そこで砂を落としてそのまますぐ玄関の横にこういうふうにシャワーが幾つもついていて、足を洗って砂を流せるような環境になっていました。

一つずつ説明すると、ここに大きな食堂があって、食堂で私と田中委員がご挨拶をさせていただいている写真があるのですけれども、その下は全部が一緒になって食堂で食べられる、そういったスペースもありました。今回の参加者は約 50 名、男子 25 名、女子 25 名前後ということでした。今回のお食事はチャーハンとお吸い物と野菜ジュースでした。以前の時はおかわりはなかったのですけれども、今回はおかわりもできるほど、食事にも十二分な量が提供できたのではないかなど思っております。

お部屋は 10 畳の部屋に大体 6 名ずつぐらいの分担で分かれていたと思いますけれども、各部屋にエアコンもついていて、建物自身は古いのですけれども広さとそういったものについてはなかなかよかったのではないかなど思っております。

委託先の日本水泳振興会ですが、これは今まで海の体験学習にずっとお付き合いいただいている事業所ですけれども、メンバーも代表者の方は以前から顔見知りの方がいらしてくれていました。こういう形で、上は救助活動としてAEDと心臓マッサージの練習をしています。隣は大きなボードを持っているのですけれども、3人ずつに分かれて、スタンディングボードとってこの上に立って、パドルで漕いで動けるようなボード、こういったものもなかなか経験することができないことをやっていました。奥のほうではシュノーケリングとって水中眼鏡をして海の中を見ようと思うのですけれども、ここだけは大瀬崎のように水がきれいでも中に魚がいっぱいいるわけではないので、水中眼鏡をして潜っても何も見えない。とりあえず眼鏡をして頭をつけたぐらいにしかならなかったと思うのですけれども、いろいろとやらせていただいて、レクリエーション的な遊び方という形では体験事業ということですから、海は楽しめたのかなとは非常に思います。

田中委員も言っていたのですけれども、これがただ学校行事としてある程度の位置づけをするとすると、いろいろな場面での教育的配慮というものも必要になってくるかなと。そういった部分に関しては、我々も少しずつ口を出して。ただ、委託事業に口を出すのはなかなかできないところもあるのですけれども、視察に行った時点で、今言ったように配膳とか勝手にやらせておくというわけにはいかないですし、みんな食堂に入るにしても順番なりとか整列なり、1番とかというのではなくて、みんなどうぞ勝手に上がれみたいな形ではいけないかなとか。それとこのレクリエーションをやっているときに、子どもたちの健康状態のチェックをちゃんとできているとか、そういうところの配慮というのはやはり我々も少しずつ提案してもいいのではないかなとは感じました。

まだ今は少人数なので、大体5名に対して1名ぐらいの指導員の配置ということで、配置としては十二分ではないかなと感じておりましたけれども、こういった課外授業については私としては非常に推奨していきたいほうなので、こういった事業がよりよくなって、より多くの参加者が出る方がいいなと思っております。

今年は結局8クールで280名ぐらいということで、去年に比べると数がすごく増えたのですけれども、宿のキャパシティーもありますし、周りにも同じような施設が幾つかあるので、キャパシティーがもう少し増えても続けられるのではないかと思いますので、引き続きこういった事業をうまくやっていけるように頑張りたいなと思っております。

あと、参加学年とか、我々としてもなかなか参加しにくい状況があるという話も伺ってきているので、そのあたりも検討の余地があるかなとは、今、考えているところなのです

けれども、これについてはまた学校側の意見とかご父兄の意見を取り入れながら、どのあたりがよろしいのか、また、一緒に考えていきたいなと考えております。

少し長くなりましたけれども、以上です。

伊藤教育長職務代理

他にございませんでしょうか。

小林委員

私は、17日火曜日に、第五中学校の道徳授業地区公開講座にお伺いしてきました。

昨年もちょうど五中にお伺いしたのですが、今年行って非常に印象的だったのは、授業の質が非常に高くなっているということです。授業の質が高くなっている大きなポイントは、中学校においてローテーション授業というのをやっているということなのです。

ローテーション授業というのはどういうことかということ、道徳の授業は基本的には学級担任が行うというのが原則とされているのですが、しかしながら、いろいろな指導体制を工夫しなさいというのも一方で学習指導要領の解説書にも勧められているのですね。要するに、1組から3組までの先生がローテーションして授業する。ということは、今週「思いやり、親切」で授業をやったら、その先生は隣のクラスでまた同じ授業をするという形で進めていくと。これによって先生方の指導技術の向上であるとか、指導内容を深めて子どもたちにしっかり考えさせていく工夫があったということで、こういった取組は区内のほかの中学校でもやっているとは思いますが、非常によかったなと思いました。

それから、中学校の場合は来年から本格的に評価をしていくということなのですが、これについても正しい把握をして、先生方が非常に組織的に取り組んでいるということで大変印象深く感じました。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私からも一つご報告申し上げます。

教育委員としての活動ではないのですが、今、国際学校心理学会という、毎年世界各地を転々で行われる学会がございまして、昨年度はイギリスで行われて行って参ったのですが、今年は都内で今、25日から明日28日までの会期で44カ国350人以上の海外の方をお迎えして、学校心理学会という形で会議が行われています。

学校の中で心理学を用いて子どもを支援している人がそれだけ世界各地から見えているのですが、一つ国際的な動向としてご報告できるかなと思いましたのは、子どもた

ちの精神的な状態が悪くなることを予防するというだけではなくて、もっと積極的に強く生きていけるというか、よりよい人生を歩めるための基礎をしっかりと学校段階でやっていこうという考え方が、どこの国でも大変広まってきているなというのを感じました。具体的には鬱の予防とか、薬物使用の予防とか、そういった個々の問題をばらばらにするのではなくて、対人関係の機能ですとかいろいろな価値観に気づくとか、様々な人生の基礎となるようなことを学校でしっかりと学べるようにしようという、そういう考え方。

それともう一つは、ニーズのあるお子さんもそうでないお子さんも、それぞれのニーズに応じたことをばらばらでなく、学校全体として統合的に行っていこうという、地域とも連携しながら行っていこうという動向がはっきりしているなということも思いました。

また「社会性と情動の学習」というのがあるのですけれども、日本でもされている地域があるのですが、様々に実証的なデータもポスター発表とかされているのですけれども、社会性とか情動ということは学習と直接関係ないので、これまであまり重要視されない傾向がありましたが、むしろ特に学習に苦手のあるお子さんにとってはそういった社会性や情動についての学習が非常に学力向上にも結びついていて、学力の底上げに大きな貢献ができるという発表もありましたし、あと、古くから言われていることですが、やはり教師生徒関係をどういうふうによくしていくのかというのが、学校生活の成功ですとか学業達成にもとてもいい影響があると。やはりそこが基本ではないか、なんていう発表もあって大変刺激的な会議となっています。また何かの折にはそこで得た知見をお返しできればと思っております。

以上です。

その他、ございますか。

小林委員

報告というよりも、今日は夜の教育委員会でいつもよりたくさん来ていらっしゃいますし、今の委員の報告の中で、海での体験事業が行われて大変充実していたというお話が渡邊委員から報告があったのですが、実は、考えてみると私自身がちょうど50年前に、岩井に臨海学校に行った経験があります。そのときのことを今でもよく覚えています。自分自身が、元気なのですが、熱をはかると37度を超えて海に入れなかったとか、それからそこでの友達とのトラブルだとか仲直りだとか、様々な経験が。最終日にやっと泳げたら、海の水を飲んで苦しい経験をしたりとか。そこで学んだことというのは数知れず、健康・安全の大切さとか、友情の大切さだとか思いやりだとか、海でのひやとした体験の生命尊

重とか。先ほども少しお話がありましたが、岩井も当時からあまりきれいではなかったのです。やはり環境は大事なのかなとか、そのことを今でも覚えているということは体験学習の強さだと思うのです。

最近、日本人は海水浴をしなくなったということもあるので、何が何でも海がということではないのですけれども、海を含めてこうした宿泊体験学習というのは子どもにとって非常に大きな教育的な意義があると思いますので、それを学校教育が全面に担うのか、全てもっと広げた形で担うのか、こういったことは従来から渡邊委員は非常に強調されていらっしゃいましたけれども、改めて今、なぜまた中野区がこういうことを岩井で復活して始めているのかということ、少しでもその意義を多くの方々に知っていただいたり、広げていただければありがたいなと思って、少し余計なことでしたけれども発言させていただきました。

以上です。

伊藤教育長職務代理

では、よろしいでしょうか。

<事務局報告>

伊藤教育長職務代理

続いて、事務局報告に移ります。

「中野区立学校における熱中症事故予防に向けた対応について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「中野区立学校における熱中症事故予防に向けた対応について」、ご報告いたします。

7月中旬以降、最高気温が35度以上の猛暑日が続く、高温注意報が連日発表されている状況でありましたが、愛知県豊田市では校外学習後に熱中症の症状を訴えた児童が死亡するという事故も発生しました。都内においても熱中症による事故の報道がされているところであります。

中野区においては、現時点では熱中症による事故は発生しておりませんが、教育委員会としましては様々な手段で注意喚起を行っているところでございます。まずは校長会や副校長会などの機会を捉えて、指導室長から注意喚起を行ったところでございます。

また、繰り返し東京都から送られてくる注意喚起の通知や、日本体育協会が発行した熱中症予防運動指針などの資料を学校に送るとともに、7月24日には区独自に水泳指導の可

否等の基準を示した「酷暑に伴う水泳指導及び水質の管理について」を小中学校に通知したところであります。

なお、この基準はあくまでも目安であり、同通知には気温・水温に加え、プールの環境、対象者の学年、能力、学習内容などを考慮して判断するよう指示しています。また、これ以外にも熱中症事故防止対策を行う際の判断材料の一つとするため、熱中症指数計、いわゆる「熱中アラーム」と呼ばれるものでございますが、そのような計測器を全小中学校に配付する予定でございます。まもなく全小中学校に到着する予定でございます。

報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今、いろいろなことが報道されている中で、現場に任せず教育委員会としてこういう指針を出してくださったのは大変よかったと思います。

一つお聞きしたいのですけれども、東京都は大体どの地区もこういったことに対応しているのでしょうか。

指導室長

まず、通知に関しましても、そこにも示させていただいておりますが、東京都のほうからも6通ほど通知が参りまして、この中に様々な熱中症予防に関するいろいろな指針とか基準とか参考資料が入っております、これは全て学校に通知しているところでございます。もちろん、東京都から来る書類でございますので、中野区だけでなく東京都内全ての小中学校には配られているところでございます。

対応につきましては、それぞれの市区町村で様々な対応をしているところでございまして、記憶にあられるかもしれませんが、調布市ですと全面的に水泳指導を禁止した、そういう市もございます。

一方、学校長の判断に委ねるようなところもありまして、中野区としましては当初は学校長の判断に委ねていたところでございますけれども、このたびは一つの基準、目安を示させていただいたところでございます。

伊藤教育長職務代理

その他ございますか。

渡邊委員

この件に関しては、少し意見を述べさせていただきたいのですけれども、皆様ご存じだと思っておりますけれども私は開業医なものですから、今日の午後の開業の診療中に2人の方が救急車で自慢げに「運ばれました」とか言ってお2人の方が運ばれて、倒れて頭がわからなくなったのでCTも撮ってもらったのですけれども異常ありませんでした。

そして1人の患者さんは、「先生、道で自転車に乗っていたら、目の前のおばあちゃんが倒れて突然けいれんし出して、それを日陰に引きずって行って、そんなことがあったのですよ」とかというお話が今日午後の診療だけで3件。緊急往診ではないのですけれども、2日前に行った方にもう1回今日来てくれということで、今日だけで4人の熱中症の方がみえました。これはやはり本来であると異常事態なのだろうと思います。異常事態で皆さんが経験したことのないことが、今、起こっているのだと思うのです。

考えてみると、学校の現場でも35度で水泳を禁止していますけれども、例えば本当に35度はどこの温度ですかという話もありますし、照り返しもあって日差しもある中で33度だったからいいのかという話も実際ありますし。東京都の中でも、50人以上が熱中症で亡くなっているという一部の発表もありますし、全国であれば100人以上となってくると。テレビの放送では命にかかわる気温と言っているにもかかわらず、その中で教育活動という名のもとに事故が起これば、これは許されるべきことではなくなるのだろうなということになります。

ですから、一応、中野区として指導室は素晴らしい対応ができたのではないかと。これを各学校長に任せるとするのは、命にかかわるような、ほかの区がどうだろうとか県がどうだろうと、子どもたちの健康、少なくとも命にかかわるようなことが起こっている。だからこれは少なくとも災害に近い状態になっているので、そういったときに子どもたちを守る対応を学校長に任せるとするのは、ほかの区を批判するわけではないのですけれども、恐らく間違いなのではないかと。

そういう意味では私どもは指導室が英断をもって、いろいろご批判を受けるところであろうけれども、イニシャチブをとった。ある程度ここに数字が書いてあるけれどもこの数字だけで判断することなく、細かい指示も加えて指導室から各学校に周知したという英断はすばらしかったのではないかなと感じております。

こういう意味では、少なくとも危険を感じる、命にかかわるような現象があった場合は、各学校が対応しても事故が起きた場合は学校長の責任をもって対応できるわけではないので。ですから教育委員会がしっかりとある程度根拠のある数値と対応を示していただいて、

そこからいろいろといただくご批判については教育委員会のほうで受けとめて、解決していくべき姿ではないかなということでありました。

この数値が出たときも少し小言をという形で、水温と気温が 65 度。30 度のお湯で子どもたちが泳いで、泳ぎ終わった後に 35 度のところに出てきて、果たして熱中症にならないでしょうか。65 度というそういう計算になるわけです。32 度のお湯の中で泳ぎ回っていて、お風呂で泳ぎ回って炎天下で少し休憩なんて、やはりこれは熱中症になって当たり前でしょう。だけれども、この 65 度というのはある程度いろいろなところで調べて出てきた数値ではあるので、一つの目安として言っているのですけれども、これについては私のほうから指導室にもお伺いをして、これだけではないということではかに細かい数値は指導室のほうが。そのほかどのような対応があったのか、あればご説明いただきたいのですけれども。

指導室長

まずは、先ほど申し上げましたとおり、この通知を出す前から校長会、それから副校長会、生活指導主任会、体育主任会等では熱中症のことについては喚起していたところがございますけれども、この通知を出すに当たって、通知を送るだけではなくてメールとかもあわせて、その事後事前に送っております。

再三申し上げているのは、これはあくまで一つの基準であって、例えば小学校ですと 1 年生と 6 年生では全く状況が違いますので、それから水泳指導の内容もずっと泳いでいるのと、例えば大体こういう時期、検定が行われるのですけれども、ずっとプールの外で待っている時間が多いとか、そういうことがないように再三お話ししたところでございます。

ちょうど同じ時期に、今、副校長のヒアリングも行っておりまして、来る副校長全てに私のほうから口頭で、この通知の内容もまたあわせてお願いしたところでございます。副校長を通して各学校からその実態を聞いたところ、どの学校もとても気にしていただきまして、例えば小学校ですと 3 回の水泳指導を 1 日の中で計画しているのですが、1 回目、2 回目はよかったけれども 3 回目はさすがに中止しましたとか、水泳を実施するに当たっても必ず水筒を持ってこさせて、プールサイドに置かせて、必ずこまめに水分をとらせながらやらせている。場合によっては早く上げているのですよと、そんなお話も聞いたところでございます。

以上です。

渡邊委員

今、伺ったように、中野区教育委員会指導室として非常に素早く対応していただいたことが、最初にあるように現時点では熱中症に対する事故をまだ中野区では起こしていないということにつながるのだろうと思いますし、ことしはこれで何とか乗り切れるのか、でも来年度も同じような経験があるということなので、これについてはもう少し東京都、また日本でこういった基準を出していただけるのが本当なのですけれども、出てくる気配があるかないかわからないですけれども、中野区としてはある一定の根拠をもった基準をしっかりとつくって、学校の中で安全に子どもたちが学べる環境をつくっていただいて、それでいろいろとそのときにプール学習ができなかったとかご意見をいただきますけれども、健康とか安全第一に考えた教育活動を進めていくことがやはり大切かなと私は感じておりますので、そのあたりは今後も生かしていきたいなと思っております。

これは本当に雨だとか風だとかの災害と準じて同じような現象が起こっているのです、これからも中学校なんかの部活の大会とか、そういったところにも事故のないように努めていきたいと感じているところです。

済みません、これも長くなりました。

伊藤教育長職務代理

その他にございますか。

様々なご意見をいただいてありがとうございました。

では、次に、協議事項に移りたいと思います。

<協議事項>

伊藤教育長職務代理

「特別な支援が必要な子どもたちへの支援について」を協議いたします。

本年度は、本日開催の「夜の教育委員会」と、区立小中学校で開催する「地域での教育委員会」で共通のテーマを「特別な支援が必要な子どもたちへの支援について」としております。

6月22日には、第七中学校で開催いたしました「地域での教育委員会」におきまして、ライフステージに応じた支援ということで区の支援の概要ですとか、各学校や施設での取組、未就学児を対象とする療育センター「アポロ園」や、江原小学校、第七中学校、すこやか福祉センターの取組を紹介しまして、教育委員会として意見交換を行いました。

今回は、小学校への就学年齢に達したお子さんへの支援について着目いたします。子どもの特性にあった就学先を検討する仕組みである就学相談と、入学した後の区立小学校で

の取組について、事務局の子ども特別支援担当と指導室長から続けて説明をいただきました。その後、各委員からのご意見やご質問をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども特別支援担当）

特別な支援を必要とする子どもたちが小学校への就学年齢に達したときに、特性に応じた最もふさわしい就学先を検討し、教育委員会として就学先を決定することになります。そのための仕組みであり、特別支援教育利用の入り口となる就学相談につきましてご説明させていただきます。

まず、特別な支援について、近年の経緯をご説明させていただきます。学校において特別支援教育という言葉が出てきたのは、平成18年の学校教育法改正のときです。それまで、特殊教育と言われていた障害児の教育を、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育として位置づけ、推進していくこととしたものです。

平成19年9月には、我が国が障害者の権利に関する条約「障害者権利条約」に署名しました。その後、この条約でうたわれている共生社会の形成に向けて、平成23年に障害者基本法を改正するなど、国内法の整備を進め、平成26年にこの条約を批准しています。

平成25年の学校教育法施行令の改正については、この後でご説明いたします。

平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が施行され、差別禁止や合理的な配慮の提供が義務づけられました。現在実施しております特別支援は、このような流れの中で整備、充実を図ってきたものでございます。

先ほど出てまいりました平成25年度の「学校教育法施行令」の改正の内容です。それまでは、学校教育法施行令に規定する程度の障害のある児童は、原則として特別支援学校へ就学する。つまり、障害の状態により一律で、ほぼ自動的に特別支援学校へ就学が決まるものとされておりました。

平成25年の改正により、障害の状態、本人の教育的ニーズ、ご本人や保護者のご意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地、学校や地域の状況等踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変わりました。

就学相談というのは、支援が必要と思われる子ども一人ひとりの特性を確認し、子どもの将来を見据えた最もふさわしい学びの場を検討し、決定する仕組みです。そして、就学相談は保護者からの申し込みによりご利用いただくという制度です。また、就学先の決定に当たっては、児童生徒の可能性を最大限に伸ばす教育が行われることを前提に、ご本人

や保護者の意見を可能な限り尊重することとされています。

こちらは、昨年度の小学校就学に係る就学相談件数です。表の一番上、就学支援委員会の判断とありますところ、一番右にあります 77 というのが就学相談の件数です。平成 27 年度は 51 件、28 年度は 60 件でしたので、年々相談件数が増加しております。

就学相談の仕組みの中で就学先を検討していくのですが、その就学先といたしましては、都立の特別支援学校、知的障害に関しては区立学校の特別支援学級、通常の学級の三つとなります。情緒や発達に課題があるお子さんについては、通常の学級に就学していただいた上で、各小学校内に設置されております特別支援教室での指導、支援を行っております。専門の巡回指導教員が決まった曜日に対象児童の在籍する小学校に来て指導する形を平成 28 年度から導入しております。また、難聴や言語障害についても桃花小学校の「きこえとことばの教室」の通級をご利用される場合には、通学区域の小学校の通常の学級に就学していただくことになります。

こちらは、都立の特別支援学校です。区内と近隣校になります。ご覧のとおりになります。こちらは区立学校の特別支援学級です。区立の固定の特別支援学級は知的障害を対象とした学級のみになります。

ここからは就学先を検討する障害の例です。こちらにございますのは、学校教育法施行令で特別支援学校へ就学する基準として定められているものです。特別支援学校への就学をご希望という場合には、この状態が目安となりますが、先ほども申し上げましたとおり、実際の就学先の決定はこの基準だけではなく総合的に判断することになっております。また、就学相談は特別支援学校への就学だけを対象とするものではございませんので、これ以外であっても何らかの支援が必要と思われる場合には、ご相談いただきたいと考えております。

こちらにございますとおり、視覚障害の場合、両眼の視力が 0.3 未満の場合や、視機能障害により文字や図形が認識困難な場合などになります。聴覚障害の場合には、聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上、目安といたしましては一般的な音量での会話が聞き取りにくい状態などの場合で、補聴器を使用しても聞き取りが困難な場合などです。知的障害につきましては、日常生活や社会生活への適応に支援が必要な場合などになります。肢体不自由の場合には、歩行や日常生活における基本的動作が困難な場合や常に医学的観察指導が必要な場合などになります。そのほか、病弱として疾患等により医療または生活上の制限を必要とする場合などがございます。

次に、就学相談の流れでございます。面接や検査の結果、通っている療育機関や保育園、幼稚園などの情報などに基づきまして、就学支援委員会が適切と思われる就学先を判断します。この流れについて、順を追ってご説明いたします。

まず、保護者から教育委員会事務局の子ども特別支援分野特別支援教育等担当にお申し込みいただきます。最初にご連絡いただくときはお電話等で結構です。必要書類をご自宅に郵送いたしまして、初回面接のときにお持ちいただいております。

初回面接では、保護者からの聞き取りとお子さんの個別行動観察を別室で同時に行います。子ども特別支援分野の就学相談専門員や心理職の職員が対応いたします。検査と医学相談は必要な場合には行っております。これまでに受けた検査結果や診断書がある場合には、省略する場合がございます。

合同面接です。合同面接では、おおむね5、6人のグループごとに行動観察を行います。マジックミラー越しに就学支援委員会のメンバーが子どもの自然な動きを観察いたしまして、どのような支援が必要かを確認させていただきます。

就学支援委員会は区立学校や都立特別支援学校の教員、教育委員会事務局の職員、医師の先生などで構成されています。検査結果や行動観察したときの様子、保護者から聞き取った情報、それから療育機関や保育園、幼稚園からの情報などをもとに、最もふさわしいと思われる就学先を判断いたします。その後で就学支援委員会での判断とその理由などを保護者にご説明いたしまして、状況により相談を継続して納得できるまで就学先を検討いたします。就学先を決定する前に、特別支援学校や特別支援学級で体験をしていただく機会を設けております。保護者が納得された後に、教育委員会として就学先を決定いたします。

次に、就学相談についての今後の課題です。必要な支援の仕組みや制度を整備するだけでなく、必要な方にきちんと利用されるようにすることが重要であると考えております。特別支援の制度を利用することについて、前向きに捉えられるよう、学校内外での啓発活動を通じて理解の促進を図ってまいりたいと思います。

また、近年、小学校就学時の就学相談件数が増加しておりまして、今後もさらに増加していくことが見込まれます。そういった中でもお子さんや保護者に寄り添い、一人ひとり、1件1件丁寧に対応していく必要がございます。相談員のスキル向上とともに、相談対応力の維持向上に努めてまいりたいと思います。

まとめになります。就学相談は多様な子どもたちがその特性に応じて最も成長できる就学先を検討し、決定する仕組みです。そしてお子さんご本人や保護者と一緒に適切な就学

先を考える場です。また、義務教育において障害の種別や程度に応じた合理的配慮を提供するための制度でもあります。今後もこのような考え方で進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

子ども特別支援担当からの説明は以上です。

伊藤教育長職務代理

引き続き、指導室長をお願いいたします。

指導室長

今、担当副参事からお話がありましたとおり、就学相談を経た子どもたちはそれぞれの就学先に進みますが、私からは特別な支援が必要と認められる子どもたちのうち、区立学校に進んだ子どもたちの様子的一端をご紹介しますと思います。

なお、少しでも生の姿を知っていただこうと、主に写真で構成させていただきました。個人情報保護の観点から、配付資料を配らなかったことについてご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

先ほども触れておりましたが、現在、中野区には知的障害を対象とする固定の特別支援学級が小学校で6校、中学校で3校に設置されております。ご覧いただいているのは、新井小学校こだま学級と桃園小学校ひまわり学級の、生活単元学習として行われた調理実習の様子です。生活単元学習とは、教科・領域をあわせた指導の代表的形態であり、生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際、総合的に学習できるようにする指導形態です。ここでは調理実習を中心としておりますが、学校行事や地域行事を中心に構成することもございます。

こちらは、江原小学校わかば学級とみなみの小学校神明学級で行われた生活単元「栽培」の様子です。特別支援学級では、学校独自の菜園やプランターで栽培活動を積極的に行っております。

こちらは、西中野小学校しらさぎ学級で、学級活動や総合的な学習の時間で行われたお楽しみ会や高齢者との交流の様子です。緊張しながらも、非常に楽しそうに授業に臨んでおります。また、高齢者の方たちは非常に喜んでいる様子がわかられると思います。

固定学級では、通常学級とともに移動教室には行きますけれども、それとは別に特別支援学級独自の宿泊学習も行います。こちらは、桃園小学校ひまわり学級の車山雪遊び体験、美鳩小学校あおぞら学級のバーベキュー体験、新井小学校こだま学級の車山ハイキングの様子でございます。非常に楽しそうでうれしそうところが印象的だと思います。

固定学級は通常学級との交流も積極的に行っております。左は江原小学校わかば学級が通常学級の6年生と行った交流給食、右はみなみの小学校神明学級が通常学級と一緒にグループを組んで参加する、井の頭公園への交流遠足の様子です。こうした交流行事は、むしろ通常学級での共生社会に向けた啓発に役立っていると確信しております。

次は、通常学級に在籍する情緒・発達障害の子どもを対象とする指導についてです。かつては小中学校とも週1回の通級による指導が基本でしたが、小学校では28年度から全校に特別支援学級が開設され、子どもがその学級に通うのではなく、塔山小学校、中野本郷小学校、鷺宮小学校、上高田小学校の四つの拠点校から教員を在籍校へ派遣して、子どもが在籍する学校で指導に当たっております。

この学級では、主に個別指導でそれぞれの子どもの特性に応じ、人とのかかわり方や集団の中でうまく行動することなどを学んでいます。こうした活動を自立活動と呼び、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の安定」「コミュニケーション」の6領域を中心に子どもたちが学んでいるところでございます。

左の写真は「身体の安定」にかかわる、体をうまく動かすコツを学んでいるところです。右の写真のように、教科にかかわる内容を通して学習することもあります。全員が同じ狙いに向かって学習する通常学級の授業とは違い、あくまでも各個人の課題を克服することが目的となります。

こちらでも個別指導で、左は鷺宮小学校で行われた「自分の考えを説明する学習」、右は上高田小学校で行われた「思いや考えを伝える学習」の様子でございます。

巡回指導の特別支援学級で個別指導を受けている子どもたちは、それ以外の時間は通常学級で学んでいます。巡回指導の教員は、通常学級での指導を観察したり参加することもあります。こちらは塔山小学校での通常学級の中で学んでいるときの様子です。

こちらでも、先ほどお話がありましたが、難聴や吃音などの障害がある子どもたちが通級によって指導を受ける桃花小学校の「きこえとことばの教室」での学習の様子です。5月1日現在での通級している児童の人数は「きこえの教室」が3名、「ことばの教室」が33名です。こちらは「きこえとことばの教室」で小集団活動やグループ活動を行っている様子であります。校長先生もこの中にいるのですけれども、わかりますでしょうか。

共生社会を実現するためには、障害のある子どもたちへの指導を充実させるだけでは不十分です。通常学級では、特別支援学級との交流や共同学習の推進はもちろん、授業でバリアフリーやユニバーサルデザインを学んだり、共生社会や人権についての理解を深めた

り、障害者やパラリンピアンを招いて啓発をしたりしています。まずは正しく知ることが大切だと思っております。

今、まさに2年後に東京五輪を控え、東京都はオリンピック・パラリンピック教育の推進に努めています。その柱の一つが、障害者への理解の促進でございます。様々な学校でパラリンピアンを招いて講演会を行ったり、障害者スポーツに親しんだりして、障害者への理解を促進しています。こうした取組の積み重ねこそが東京五輪のレガシーの一つになると考えています。

報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

それでは、各委員からただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見などございましたらお願いいたします。

田中委員

前半の説明の就学相談のところですけども、すごく丁寧にステップを踏んで、希望のあった方の相談に乗っているということがとてもよくわかってよかったと思うのですが、一番大事という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、最後の相談のところ、就学委員会で決まった就学先を保護者の方に伝えてどういうふうにするかというところが多分一番大事なところで、そこで保護者とご本人の納得を得ることがその後につながるのだと思うのですが、この相談のときはどういう方がご両親と向かい合って相談されているのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

保護者に実際に面談いたしますのは、子ども特別支援担当におります就学相談専門員ですとか、あとは心理職の職員がおりますので、そういった職員になります。

田中委員

例えばそういうときに、保護者の方が医学的な意見を改めて聞きたいとか、そういう場面というのはあるのではないかと思いますのですが、例えば、渡邊委員のような医科の先生がそこで改めて医科的な見地から、こういった就学先がそのお子さんにあっているよということを言う機会というのはないのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

医師の先生に、お願いしております、医学相談というのもございますので、そういったところから医学的な見地のご説明をしていただいたり相談に乗ったりということもして

ございます。

田中委員

よくわかったのですけれども、最後の相談のところで、保護者の方がしっかり納得されるという部分がすごく大事だという意味では、それ以前にはそれぞれの専門職の方がかわって決断を出しているわけですから、そういった相談の場面でその結論を受け入れていただいて、子どもにとってよりよい就学先を決める上で少しそういった仕組みもあってもいいのかなと感じたので、もし可能であれば、また今後の課題としていただければと思います。

伊藤教育長職務代理

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

渡邊委員

特別支援学級の就学相談、これは入り口なのですごく大切ではないかなと私も感じていて、中野区は非常に丁寧にやられているのではないかなとは思っております。だからもう十分かと言われると、そんなこともないのかなと。まず就学相談の一番最初の申し込みなのですけれども、例えば自分で申し込まなければいけないのか、誰かその場合アドバイスしてくれる方がいらっしゃるのか、中野区に転入してきた方にもわかりやすい形で集団の窓口、最初の入り口が徹底して知らされているのか、ここは少し気になる場所なのですけれども、このあたりについてご説明いただけますか。

副参事（子ども特別支援担当）

就学相談につきましては、就学相談の説明会がありますので、そういったところのご案内もしております。それから幼稚園ですとか保育園、療育機関に通っていらっしゃる方が多いかと思えます。そういったところで就学相談を受けたほうが良いというご案内はしていただいているところです。それは中野区外から転入されてきた方も、お住まいだったところで通われたところで、小学校に入るときには就学相談をお受けになったほうが良いというご案内をしていただいたりすることが多いかと思えますので、そうした場合、転入されたときにこちらにお問い合わせいただいて、お申し込みいただくという形になるかと思えます。

渡邊委員

例えば、今、待機児童対策ということで小規模な保育園がかなり出てきて、そういった

ところにも徹底周知されているのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

保育施設に関しましては、ご案内を差し上げているところです。

それから、保育施設等に関しましては、療育機関「アポロ園」ですとか「ゆめなりあ」の心理職が巡回して指導したりもしていますので、そういったところで気づいたお子さんがいらっしゃればそのときにお声がけをしたりですとか、そういったところはしております。

次長

追加で少しご説明しますと、家庭的保育とか小規模保育については、基本は0歳から2歳まで。小学校に上がる就学相談の場合の5歳児については、基本的に全てカバーできています。基本的には今の副参事の説明で、小規模についての案内も出すのですけれども、一番重要な5歳児についての周知についてになります。

渡邊委員

ありがとうございます。

まず最初の入り口の徹底周知ということが大切で、5歳児とさっき指導室が言ったように理解をするということから考えると、やはり3歳とか気づいたときから、すこやか福祉センターへなるべくつないで、早い時期から親御さんたちにも理解して。5歳になってからいきなり説明して立ち上がって何回説明しても、なかなか折り合いがつかないという方もいらっしゃるようで、様々な気持ちが交錯して本当に子どものことを中心に考えられているかということが大切になると思います。とても大切な事業なので、こういったことも推進していただきたい。

もう1点なのですが、何回か分かれる相談の中に、最初に相談に来られて途中でリタイアしてしまう方というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

途中で取り下げというのはございます。先ほども表のほうでお示ししましたけれども、昨年度、平成29年度は取り下げ7件ございました。77件のお申し込みいただいたうちの7件。毎年このぐらいの取り下げ、途中でやめておくとか、相談保留でそのままになったりですとか、とにかく最後まで判断が出ないで終わるのがこのぐらいの件数ございます。

渡邊委員

もう1点、中村副参事をお願いしたいのですが、今回「就学」ですから入るとき

に支援学級ではなくて通常級に入られた、だけれどもやはり通常級だとやっていくのが厳しい、特別支援学級のほうがいいのではないかと。こういうあたりの紹介というのはどうなっているのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

入学してからも、もちろん学校のほうでも様子は見ていただいています、通常の学級では少し難しいということであれば、学校のほうからお声がけをして特別支援学級のほうに転学するということも、そういった相談もご案内をしているところです。

加えまして、入学した後も就学相談専門員が定期的に各学校を回っておりまして、入学後、その就学先が適切だったかということは見ておりまして、またそこで何か気がついたことがあれば、そのときにご案内をするような形をとっております。

渡邊委員

ご両親の相談を受ける窓口というのはどこになるのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

小学校に入学した後はその学校の児童になりますので、保護者対応も基本的には学校からということになります。学校のほうから保護者のほうにそういった相談を受けたほうが良いというご案内をいただきますと、こちらの教育センターのほうで就学相談専門員がおりますので相談を開始するという形になります。

渡邊委員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

あと、指導室の報告について、なかなか巡回指導と固定級とという形でやっていて、巡回指導は「情緒障害等」というのと、特別支援教室はあくまで「知的障害のみ」みたいに思われがちなのですが、決してそんなことはないですね。

指導室長

一応、位置づけられておりますのは知的障害の学級は知的に障害がある場合、例えば手帳を持っているとかそういう場合。それに対しまして、今までの通級でございますが巡回のほうは知的なおくれがない、いわゆる自閉症とかアスペルガーとかADHDとかそういうことで、知的なおくれは伴わないのだけれども、対人コミュニケーションがうまくいかないとか、位置づけとしてはそういう子どもが行くようになっております。

渡邊委員

少しだけ気になったのは、知的障害がありつつ普通級に行っていた方が、巡回相談を受

けられるのでしょうかというところなのです。

指導室長

決まりからいうと、なかなか難しいところも、言いにくいところもあるのですが、もちろん障害は一つの障害だけではなくていろいろなものが複合している場合がございますので、そういうことを見極めて、例えば知的なおくれがあまりなくてもいろいろなことをかんがみて、発達障害が主な障害であっても固定級のほうに入れる場合もありますし、当然その逆も、考えて入れる場合もあります。そういうことも特別支援のほうでご判断いただいで判断しているところでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

難しい質問をして申しわけないのですが、基本的に学習のおくれとか、それが単なる知的な障害によるものなのかどうかということはなかなか判断できるものではないですし、ただ学習についていけないような状況になっている方を、いろいろな形で相談したりとか、指導できる体制をつくっていくということで。前区長については全学校に固定級を設ける、そして巡回をやるというのですが、なかなか。気持ちとしてはいいのですが、規模としてうまく成り立つのかどうかということで、この特別支援教育については非常に難しいという課題が多くて大変なところでもありますけれども、きょうのような夜の教育委員会の中で、区民の方にその取組の一つを、1歩1歩進んでいるということがご紹介できたのではないかとはいえます。これからもよろしく願いいたします。

伊藤教育長職務代理

その他ございますか。

小林委員

初めに、就学相談の件ですが、先ほど副参事のほうから相談件数が昨年度は77件で増えたということの説明がございましたけれども、増えた要因を担当者としてどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

副参事（子ども特別支援担当）

まずは、特別支援教育を利用することについての理解が広がったということがあるかと思えます。なかなか自分のお子さんに障害があるということを認めるというのは心理的な負担もあるかと思うのですが、そういったところが正しく理解されてきて、本当に必要だったら使ったほうがいいのだということ、そういった理解が広まったことで、お申

し込みがスムーズになったということで件数がふえてきたものだと考えております。

小林委員

非常に大事なことなのですが、どうして広がったのかということを中心に追及して、そしてより多くの方が、この就学相談を子どものために受ける体制を今後も様々な視点から工夫して進めていくことが重要ではないかなと思います。

先ほど取り下げが7件ということで数値が出ていますが、取り下げの内容をしっかりと追及して、どこに課題があるのかというのはそういうところに潜んでいる可能性があると思いますので、その点も今後の課題としてぜひ取り上げてはいかがかなと思います。

それからもう一つ、指導室長からの報告にありましたけれども、最後のほうで通常学級での啓発という大事な視点が出てきているわけですが、通級の場合には当然、通常学級に籍を置いて通級するというケースが多いと思いますが、固定学級と通常学級との連携というのでしょうか、これは今後、特別支援学級が定着していく中でも重要な視点かなと思います。当然、特別支援教育をどのように充実させていくかということは、どうしても特別支援教育だけの視点ではなくて、学校教育全体の視点で考えてみて、特別支援教育が学校教育の中でどういう位置づけにあり、どういう重要な役割を果たしているかということ、教員自身または教育委員会ももちろんそうなのですが、理解して実践していかねばいけないと思うのです。何か特別な課題があって、言ってみればこっぴど一つ出た課題でそれを何とかすればではなくて、もっと内包的な課題としてしっかりと捉えて、そしてさらにそれを生かしていくような取組が重要だと思うのです。そういう点で、ぜひ通常学級での啓発または通常の教育活動の中でどういうふう交流教育、また、いわゆるノーマライゼーションの視点からどのように教育を展開していくかというのは、これは今までずっと言われてきたのですが、なかなかこれが難しいところなのですが、その辺の今の中野の実態とか、これからの捉え方みたいなお考えがもしあれば、一言だけでもいいですのでお聞かせいただければありがたいと思います。

指導室長

今、ご指摘がありましたとおりに、様々な形でこれから進めていかねばいけないと思うのですが、まずは特別支援教育の根本は「特別」をとってしまってもいいくらい「支援教育」。何の支援かという「個に応じた支援教育」と認識しております。ですから、障害があるとかそういうことではなくて、その子、その子の特性に応じた教育がなされることこそ全てに通ずるものだと思っておりますので、個に応じた教育を推進してい

なければいけないと思っております。

その上で、先ほども申し上げたとおりに、今、ちょうど東京五輪という非常に大きな機会をいただいておりますので、その中の一つが共生社会の実現でございます。これは我々人類にとってもとても大きなこれからの問題の一つになると思いますので、ぜひその機運を生かして、今、ちょうど各学校でもパラリンピアンとかを呼んだりして非常にそこから勇気づけられたり、ボッチャなどの競技に親しんだり、そういうことで障害者理解が進むとかそういうことも行われておりますので、そういうことはぜひ進めていきたいと思うのですけれども、何よりいけないのはイベント的に終わってはいけないと思っておりますので、先ほど委員からご意見がありましたけれども、そういう中での特別でない位置づけを考えていく。そのためには、やはりふだんからの交流。

先ほども写真でご紹介しましたとおりに、交流は割とイベント的なものがあるのですが、目指すべきは「共同学習」だと私は認識しております。先ほども申し上げたとおりに、特別支援学級と通常学級で完全に分けることではなくて、例えば特別支援学級の子どもでも通常学級の様々な授業に参加できるような子どもに関してはどんどん参加させていく。もしかするとその逆があってもいいと思っております。ということで、完全にここからは特別支援学級、固定学級なのだよとかそういうことではなくて、先ほど申し上げたとおりに、幸い、通級が学校の中に特別支援教室をつくってそこでかなり通いやすい状況も生まれておりますし、当然そういう垣根が低くなること自体が共生社会の実現に結びついていくと思っております。これから中学校も巡回指導が始まってまいりますので、教育委員会としてはぜひそういう施策を進めてまいりたいと思っております。

小林委員

非常によくわかりました。ぜひ今、室長が言われたような方向性で中野区の子どもたち一人ひとりのために取り組んでいただきたいと思います。

今、垣根のないというお話がありましたけれども、ちょうど2年ほど前でしょうか、私ども教育委員が全日程は少し難しかったのですが、二中の修学旅行に一部ご一緒させていただいたことがありましたが、そのとき、特別支援学級の子どももほとんど同じプログラムで一緒に参加していたということがございました。

考えてみると、先ほどのお話の小学校宿泊訓練という視点で、特別支援学級の子どもたちだけが行く宿泊学習というのがあってもいいと思っておりますし、通常の移動教室に特別支援学級の子どもがその実態に応じてどんどん参加するということがあってもいいと思っております。

し、制度というか大人の思い込みで勝手に線引きするということをもっと取り除くことが大事かなと思います。

あともう1点、今、室長のお話を伺っていて感じたことは「個に応じた」ということです。非常に大事なことですが、非常に難しいことでもあると思います。「個に応じた」とよく言うのですが、個性を重視しようという個性重視の教育というのは臨教審以降ずっと言われてきているのですが、どうも「個性」という言葉を私たち学校も教員も大人も、少し誤解しているところがあるかなと思うのです。私たちが日常使う「個性」という言葉は、どうしても人と違うこととか、ともすると少し違ったところ、いわゆる揶揄したような言い方で「個性的ね」という言葉を使いがちですが、教育における個性というのはあくまでもその子のよい点、特性を指すわけですから、よいところを伸ばす教育ということを原点に立ち返って、特別支援学級の中で実践していただければありがたいなと思います。

以上です。

田中委員

今のことに関連してなのですけども、私もこの啓発ということが非常に大事だと思います。

先日の七中での「地域の教育委員会」でも特別な支援が必要なお子さんをもつお母様から発言があって、やはりこういう通級と固定級との交流は我々の子どもにとってもすごく大事だけれども、一般の学級に通っている子どもたちが自分たちの子どもたちと交流を経験することが、将来の社会を形成する上で大きいことだということをしごく強調されていたのを覚えています。

今日も、すごくいろいろなことが出ていましたけれども、固定級がない小学校で自分と同じ世代のこういった子どもたちと日常接するということは、私は非常に大事かなと思うので、パラリンピアンを呼ぶこともすごく大事ですけども、同じ中野の中で近くの固定級の子と接する機会とか、そういうのももし、現在あればそれでいいですし、もしなければぜひそういったところも企画してもらえるといいかなと感じました。お願いします。

渡邊委員

今、いろいろと言われたのですけれども、私もここには意見がありまして、確かに交流ということで考えると私も多分14年間か15年間ぐらい小学校・中学校の特別支援学級の宿泊にずっとついて行っていたのです。その中でいろいろと感じるというか、それぞれの

障害を持った方もそれぞれの支援が違うということと、その中で交流し合うこともすごく大切で、そういった形での宿泊学習というのも小林委員が言っていたように非常に大切だなと感じております。

ただ、今回のテーマと少し違うのでそれはそこまで、今、パラリンピックの方が出ているのですけれども、彼らはどちらかというと身体障害なのです。何となくわかりやすいのですけれども、そういう意味では学校で扱っている障害とか特別支援学級と若干違って。その中で共生していくということで中野区として、今、取り組んでいるということで、新しい学校に関してはそこにすごく重点を置いた教室配置だとか、そういったことも指導室とか教育委員会でみんなで考えていて、一般の通常級の方と特別支援級の方が常に触れ合えるような学校づくりというのを我々としては再編成で取り組んでいます。こういった共生に対する取組として一生懸命考えてやっているところなので、ご意見も今後いただければと考えております。一つの学校として常にみんなが触れ合えるとか、みんなが通るところにそういった教室を持ってくるとか、そういうことを検討しているわけですが、そういったことの実現が今後大切なのかなと感じております。

例えば四中とか、特別支援学級を持っている学校は、特別支援学級の運動会とかそういったときにボランティアでみんな来てくれるのです。だから、いかに一緒に生活することが彼らのことをよく理解しているか、そして彼らを手伝ってくれるかと。そういったボランティアに参加していただけるとか、そういうことから共生社会は徐々に生まれているなということがわかっていて、そういう意味では、どうしてもある学校とない学校とできて、少ない学校。ですから、学校同士で常に触れ合えるような環境を今後つくっていく、そういった機会もつくっていく必要が必ずあるかなと。それでなければ共生は成り立たないのかなと思っておりますので、ぜひそのあたりも工夫をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これも私のお願いです。

伊藤教育長職務代理

よろしいでしょうか。

本当はたくさん申し上げたいことがあるのですけれども、時間がないのでまとめます。就学相談については三つのことをお願いしたいと思っています。

一つは、相談といってもこの相談は就学先の決定ということがあるので、特殊な相談ではあるのですが、それでも就学相談を受けたことでお子さんにとってこれからこういったことに気をつけていくと伸びるのだとか、今後の子育てあるいは子どもさんの育ちにプラ

スになることが必ずあるようなプロセスをお考えいただきたいと思っています。

そのためには、初回の面接・行動観察となるわけですが、1回の観察ですとか発達検査等ではなかなか理解し切れないところもあると思いますので、ほかの委員からもありましたけれども、ぜひ今行っていらっしゃる保育園ですとか幼稚園ですとか療育機関といったところと、保護者のご家庭で感じていらっしゃることというのは非常に大きな情報源ですので、そういったことを関係者の気持ちを尊重しながらきちんとまとめ上げていくという手間をかけていただきたいということです。

それと同時に、就学先が決定されますけれども、その中で得られたことが、行き先がどこになったとしても次の教育に活かされるように、引き継ぎを必ずしていただきたいと思っています。そういう意味で、中野の就学相談はとてもよくて、受けたほうが得だという評判が立つぐらいを目指していただきたいと思っています。

そのためには専門性ということがあると思うのですね。ほかの委員からもありましたけれども、非常に個別性が高いということ。通級での指導もそうですが、本当によくよく考えないと違ったことをしているということもよくありますので、高い専門性ということを行行政としてもどういうふうに担保していくのかを考えていただきたいなと思っています。

そして最後に三つ目としましては、ユーザーの方のご意見というか、就学相談を受けてこういうところがよかった、あるいは課題だと思った、そういったことはユーザーの方の貴重な経験ですので、ぜひそれを集約して、また機会をつくって私どもにも教えていただきたいと思っています。これは宿題みたいなことですが、ユーザーの方のご意見。というのが、就学相談について主に思ったことです。

それからもう一つ、共生社会ということで指導室長よりお話しいただきました。特別支援教育、本当に今、大きく変わろうとしているところですのでいろいろなご苦労があると思うのですが、理解ということが大事だと思っています。ややもすると障害についての理解となってしまうのですが、共生社会というからには、他の委員もおっしゃっていたようにお互いの理解ということで、障害の有無にかかわらず文化的な違いがあらゆるところにございますので、そういった文化、男女の差、年の差、ルーツの差、家庭的な環境の差、いろいろな違いをいかに他者理解として理解ができる力を育てるか、それを尊重できる力を育てるか、そしてさらには一歩踏み込んで自分が相手にできること、障害のある方もない人のために何ができるのか、あるいは仲間に何ができるのか、そしてほかの人たちも皆さんに対して何ができるのかという、自分ができることというところまで踏み込んで、

単に理解するだけではなくてそこにコミットして、自分たちと一緒に何かをしていくというところがないと共生社会と言えないと思いますので、ぜひ授業の中で、道徳の授業などもございますので、そういったところで子どもたちに話し合ってもらったりとか、何か実践してもらったりとか、教育委員会のほうからもそういったところに対して踏み込んだ、単に理解教育をしてくださいということではなくて、もう少し子どもたちにとって見方が、それぞれが変化したり、それぞれが違った体験ができるようになったりというところまでぜひご指導いただけるとありがたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

では、他にございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、様々なご意見ありがとうございました。今回は必要な支援をしっかりと受けられるように、就学先を決めていく仕組みと、特別な支援、通常学級での啓発の取組等について協議をいたしました。様々な子どもたちが安心して学んで育っていけるように、引き続き取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

さて、本日は「夜の教育委員会」として開催しております。時間がおそくなってしまったのですが、多くの傍聴者の方がお見えですので、ここで一旦休会をして、傍聴の方からご意見を伺いたいと思っておりますので、会議を休憩いたします。

午後 8 時 3 1 分休憩

午後 8 時 4 5 分再開

伊藤教育長職務代理

では、会議を再開いたします。

その他、各委員からご発言等ございましたらお願いいたします。ないでしょうか。

それでは、協議を終了したいと思います。

本日いただいたご意見は、今後の教育行政を進めるに当たって生かしていきたいと考えております。今回のテーマについては、引き続き 10 月 19 日、桃園小学校で開催予定の「地域での教育委員会」でも協議を予定しておりますので、ご都合のつく方はぜひ足を運んでいただけたらと思います。区報とかホームページで広報する予定です。

以上で本協議を終了いたします。

最後に、次回の開催について、私からお知らせいたします。

今回は、8 月 3 日金曜日、午前 10 時から区役所 7 階第 9・10 会議室で開催いたします。当日は、平成 31 年度に使用する区立学校の教科用図書の採択についての議決を予定してお

ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第21回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午後8時46分閉会